

大仙市立西仙北中学校の平成31年度からの 部活動運営の基準等

1 基準

- (1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

2 留意事項

4月～10月

- (1) 第1、第3日曜日の部活動は休止とする。
- (2) 平日は少なくとも1日以上休養日を設ける。
- (3) 学校の休業日の部活動時間は3時間程度であるが、大会（試合も含む）についてはこの限りでない。
- (4) 長期休業中については、基準を踏まえるとともに、(1)～(3)に準じた扱いを行う。
- (5) 夏季休業中の学校閉庁日においては、部活動を休止とする。

11月～3月

- (1) 第1、第3日曜日の部活動は休止とする。第2、第4の土曜日、日曜日については、それぞれどちらか1日は休止とする。
- (2) 平日は少なくとも1日以上休養日を設ける。
- (3) 学校の休業日の部活動時間は3時間程度であるが、大会（試合も含む）についてはこの限りでない。
- (4) 長期休業中については、基準を踏まえるとともに、(1)～(3)に準じた扱いを行う。
- (5) 年末年始の学校閉庁日においては、部活動を休止とする。

3 実施期日

平成31年4月1日から

4 その他

- (1) 学校における文化的活動を主とする部活動についても同様の取組とする。